



2025年1月14日

各 位

会社名 株式会社Speee
代表者名 代表取締役 大塚 英樹
(コード番号：4499 東証スタンダード)
問合せ先 取締役CFO 西田 正孝
(TEL. 050-1748-0088)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2025年1月14日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは「解き尽くす。未来を引きよせる。」をミッションとし、創業以来培ってきた、データ分析能力とテクノロジーを活かして、多様な産業のデジタルトランスフォーメーションを推進しております。具体的には、デジタル化が進んでこなかった産業のデジタルトランスフォーメーションを目指すレガシー産業 DX 事業、データを利活用し企業のマーケティング等のコンサルティングによって企業変革を支援する DX コンサルティング事業、ブロックチェーン技術の社会実装を目指しステーブルコインを用いた国際送金ソリューションを行う金融 DX 事業を運営しております。

当社は、2007年11月にマーケティングのコンサルティング領域にて創業し、高い技術力・分析力を駆使することで多くの顧客企業をご支援してまいりました。その後、コンサルティングで培ったノウハウを活かし、事業領域を不動産やリフォームといったデジタル化が進んでこなかった領域にも拡張し、各事業領域での課題解決を探求したことで、売上高、利益水準は順調に伸長してきました。

2023年9月には、国内のデジタルアセット市場拡大に向けた法整備が着々と進んだことから、当社子会社である株式会社Datachain（注1）を含めたパートナー企業8社は、デジタルアセット市場のナショナルインフラ構築に向け、株式会社Progmatt（注1）を共同設立いたしました。また、ブロックチェーン関連事業を推進しステーブルコインの早期実用化を目指し、2024年9月期からは当社事業セグメントの変更を行い、新たに金融 DX 事業を追加いたしました。

金融 DX 事業では、子会社である株式会社Datachain が株式会社Progmatt と協同してクロスボーダーステーブルコイン送金基盤構築プロジェクト「Project Pax」（注2）に取り組んでおります。グローバルで利用されているSwift（注3）の既存ネットワークと連携し、国際送金での課題であった送金スピードの遅さ・送金コストの高さ・送金手続きの不便さを解決するソリューションとして、注目を集めています。株式会社Datachain は、2018年の設立以来、研究開発で培った技術力・知財と事業開発力を活用し、Swift、株式会社Progmatt、関係金融機関と連携して2025年の商用化に向けて開発を進めております。

なお、2024年中の準備を進めておりました電子決済手段（ステーブルコイン）関連事業について、昨年における暗号資産の不正流出に関する他社の報道を受け、当局との行政手続き、セキュリティ面の確認および関係者間での合意形成を十分に行う必要が生じております。共同開発者として参画したステーブルコイン関連システムについては、当初の予定通り2024年内に完成しておりますので、当該事案に起因する影響がないことを改めて確認した上で、事業開始を目指してまいります。

今回の新株式発行による調達資金は主に金融 DX 事業における新サービスの開発のための人件費、業務委託費及び採用費等に充当することで当社グループの今後の飛躍的な成長に寄与すると考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、上記新株式発行と同時に当社株式の売出しを実施することにより、当社株式の流通株式比率が上昇し、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準である流通株式比率を充足し、流動性の向上と株主数の増加により、企業価値向上につながるものと考えております。

(注1)

商号：株式会社 Datachain
 代表者：代表取締役 久田 哲史

商号：株式会社 Progmatt
 代表者：代表取締役 Founder and CEO 齊藤 達哉

(注2) 「Project Pax」における参加企業と役割

参加企業	役割
株式会社 Datachain	<ul style="list-style-type: none"> ・本基盤の開発 ・ビジネス全体の設計・推進
株式会社 Progmatt	<ul style="list-style-type: none"> ・本基盤の共同開発（SC 発行基盤との連携） ・ビジネス全体の共同設計・推進
関係金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・本基盤に対する実務面等からのレビュー
Swift	<ul style="list-style-type: none"> ・既存 API フレームワークの利用許諾 ・API モック/シミュレーション環境の提供

(注3)

Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication の略称で、日本語ではスイフト又は国際銀行間通信協会などと呼ばれる。200 以上の国や地域で 11,000 以上の金融機関が利用する、世界中の銀行が安全かつ、標準化された方法でお金を送るためのネットワーク

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 650,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年1月21日(火)から2025年1月24日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2025年1月29日（水）又は2025年1月30日（木）のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が2025年1月21日（火）、2025年1月22日（水）又は2025年1月23日（木）の場合は2025年1月29日（水）、発行価格等決定日が2025年1月24日（金）の場合は2025年1月30日（木）とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 650,000株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
- | 氏名 | 売出株式数 |
|-------|----------|
| 久田 哲史 | 270,000株 |
| 大塚 英樹 | 170,000株 |
| 渡邊 昌司 | 160,000株 |
| 田口 政実 | 40,000株 |
| 本多 航 | 10,000株 |
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 2025年1月30日(木)又は2025年1月31日(金)のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が2025年1月21日(火)、2025年1月22日(水)又は2025年1月23日(木)の場合は2025年1月30日(木)、発行価格等決定日が2025年1月24日(金)の場合は2025年1月31日(金)とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 195,000株
 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から195,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 195,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 2025年2月26日(水)
 (申 込 期 日)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 払 込 期 日 2025年2月27日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から195,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、195,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2025年1月14日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式195,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、2025年2月27日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から2025年2月21日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	10,676,100株	(2025年1月14日現在)
一般募集による増加株式数	650,000株	
一般募集後の発行済株式総数	11,326,100株	
本件第三者割当増資による増加株式数	195,000株	(注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	11,521,100株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限4,038,260,950円については、下記①乃至③に充当する予定であります。

手取金の使途	金額 (円)	支出予定時期
① 金融 DX 事業のサービス拡大に伴う人件費、業務委託費及び採用費等	2,761,000,000	2025年2月～2027年1月
② 人材採用リソースの拡大に伴う費用 (①を除く)	914,000,000	2025年2月～2027年1月
③ 事業規模拡大に伴うシステム・セキュリティ強化費用	363,260,950	2025年2月～2027年1月

手取金の使途の各項目の詳細は、以下のとおりです。

- ① 当社グループは、金融 DX 事業において、国際送金の基盤構築に係るステーブルコインの実用化や、関連するデジタルアセットの開発等に取り組む計画であります。当該市場は今後大きく規模を拡大することが見込まれており、希少な経営資源である開発人材を競合他社に先んじて獲得し、開発・利用実績を積み上げることでブランド形成及び参入障壁の構築につながり、収益の拡大に資するものと考えております。
特にブロックチェーンエンジニアは、近年労働市場における需給の急激な逼迫により、採用コスト及び人件費が高騰していることから、可及的速やかに資金を調達し、外部への業務委託も含めた人材の確保等に充当することが必要であると考えております。
- ② 当社グループの事業拡大において、人員数の拡大は必要不可欠であり、それに伴った人材採用リソースの拡大も必要となります。昨今の人材採用マーケットは競争が激化していることから、調達資金を人材採用リソース拡大に充当し、採用活動を強化することで収益の拡大につながると考えております。
- ③ 上記の①及び②に調達資金を充当することで、顧客数及び当社グループ人員の大幅な増加を計画しており、更なる事業拡大を見込んでおります。それに伴い、提供するサービスシステムに係るサーバー負荷も同様に増加することが見込まれます。加えて、昨今サイバーセキュリティに関する重要性が高まっております。顧客の利便性向上及びセキュリティガバナンス強化のため、調達資金を各種システムへの投資に充当することで、収益の拡大につながると考えております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記3.(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの今後の成長に寄与すると考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると認識しております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面は内部留保の充実を図る方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会ですが、当社は期末配当として年1回行うことを基本方針としております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
1株当たり連結当期純損益	106.30円	△100.36円	22.94円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	20.1%	—	4.7%
連結純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり年間配当額、実績連結配当性向及び連結純資産配当率については、当社は配当を実施していないため、記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。なお、2023年9月期に関しては、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	払込金総額	増資後資本金	増資後資本準備金
2023年1月13日	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 (注) 2. 16,460千円	1,389,672千円	1,379,682千円
2023年3月24日	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 (注) 3. 62,548千円	1,420,606千円	1,410,616千円
2024年2月16日	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 (注) 2. 20,800千円	1,440,817千円	1,430,827千円
2024年3月15日	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 (注) 3. 95,992千円	1,488,813千円	1,478,823千円

(注) 1. 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

2. 割当先：当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

3. 割当先：当社の従業員

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始 値	4,520円	2,366円	3,615円	2,533円
高 値	6,710円	4,425円	3,800円	5,780円
安 値	2,323円	1,251円	886円	2,250円
終 値	2,478円	3,670円	2,506円	4,965円
株価収益率	23.31倍	—	109.24倍	—

(注) 1. 2025年9月期の株価については、2025年1月10日(金)現在で表示しております。

2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2023年9月期に関しては親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、2025年9月期に関しては期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である久田哲史、大塚英樹、渡邊昌司、田口政実及び本多航並びに当社株主である株式会社Print、西田正孝及び株式会社バルーンは野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。